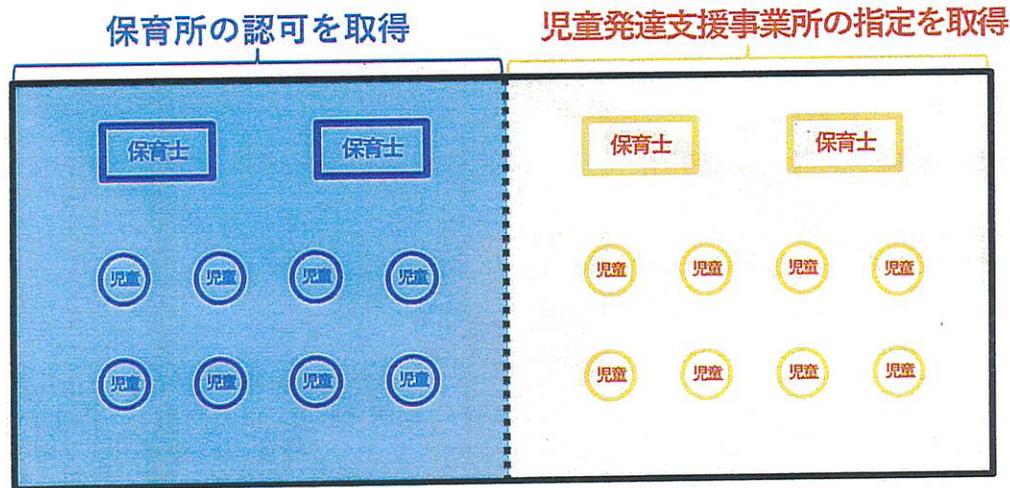


# 保育所と児童発達支援等の一体的な支援（インクルーシブ保育）

\* 令和4年11月30日 基準改正

## 【改正前】

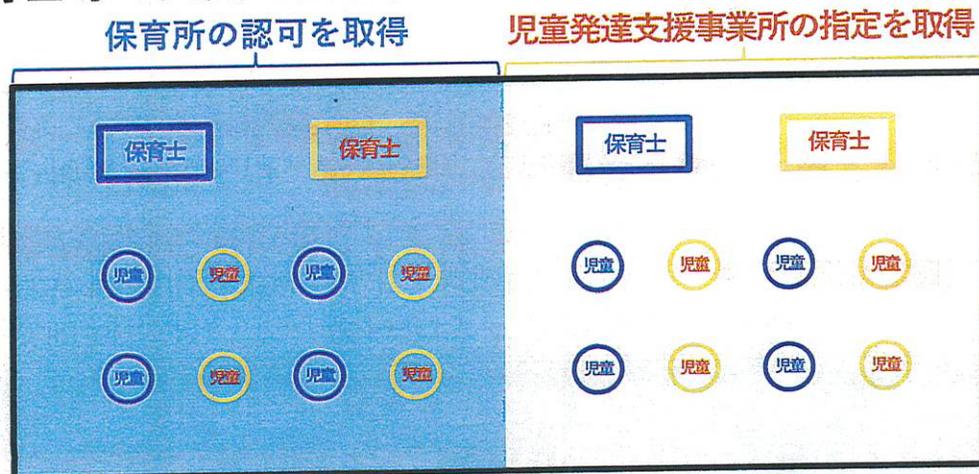
- 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士や児童指導員がそれぞれで保育・療育を実施



現行制度で実施可能

## 【改正後】

- 保育所と児童発達支援事業所が併設している場合、それぞれの事業の基準を満たしていれば、保育士等の人員の交流、保育室等の設備の共用といった一体的な支援が可能に



保育所、児童発達支援事業所等の  
設備運営基準を見直し  
(令4.11.30)

\* 留意事項通知は令4.12.26

# 市区町村等におけるマネジメントの強化

## (全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一體的に相談支援を行う機能を有する機関の設置)

- 市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一體的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることとする。**
- この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**

